

## 伊丹市認知症初期集中支援チーム事業実施要綱（案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第2項第6号の規定に基づき、認知症初期集中支援チーム事業(以下「支援チーム事業」という。)の実施について、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局通知の別紙。以下、実施要綱)という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （支援チーム事業の目的）

第2条 支援チーム事業は、市民が認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の者又は認知症の疑いのある者並びにその家族に対する初期段階における集中的な支援(以下「認知症初期集中支援」という。)を行うために伊丹市認知症初期集中支援チーム(以下「支援チーム」という。)を配置することにより、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

### （実施主体）

第3条 支援チーム事業の実施主体は、伊丹市とする。但し、支援チーム事業の全部又は一部について、適当と認める者に委託することができるものとする。

### （対象者）

第4条 認知症初期集中支援の対象者(以下、「対象者」という。)は、市内に在住し、在宅で生活する40歳以上の者であって、かつ、認知症が疑われる者又は認知症の者で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 医療サービス若しくは介護サービスを受けていない者又は中断している者で、次のいずれかに該当する者
  - ア 認知症の臨床診断を受けていない者
  - イ 継続的な医療サービスを受けていない者
  - ウ 適切な介護サービスに結び付いていない者
- (2) 医療サービス又は介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なために対応に苦慮している者

### （認知症初期集中支援の内容）

第5条 認知症初期集中支援は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 訪問支援対象者の把握
- (2) 情報収集及び観察並びに評価
- (3) 初回訪問時の訪問支援対象者及びその家族への支援
- (4) 支援チーム会議の開催
- (5) 支援方針に沿った支援の実施
- (6) 初期集中支援終了後のモニタリング
- (7) 記録等の保管

2 認知症初期集中支援を行う期間は、支援を開始した時から対象者が安定的な支援を受けるまでとし、おおむね6か月間以内とする。

(支援チーム)

第6条 支援チームは、次の各号に掲げる者で構成する。

(1)次に掲げる要件の全てを満たす者2人以上

ア 保健師、看護師、准看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士その他の医療保健福祉に関する国家資格を有していること。

イ 認知症ケア又は在宅ケアの実務経験が3年以上あること。

(2)次のいずれかに該当する認知症サポート医(認知症サポート医研修を受講予定の者を含む。)1人以上

ア 日本老年精神医学会又は日本認知症学会の定める専門医

イ 認知症疾患の鑑別診断を主たる業務とした臨床経験を5年以上有する医師

2 支援チームは、伊丹市内全域をその活動範囲とし、地域包括支援センター等関係機関の職員との連携の下で認知症初期集中支援に従事するものとする。

3 第1項第1号の支援チーム員は、対象者の自宅を訪問し、初期集中支援を行うものとする。

4 第1項第2号の支援チーム員は、他のチーム員を後方支援し、認知症に関して専門的見識から指導及び助言等を行うものとする。

5 支援チームには、必要に応じて認知症地域支援推進員及び市等も参加するものとする。  
(認知症初期集中支援チーム検討委員会の構成員)

第7条 実施要綱別記3の3の(1)のウの(ウ)のcに定める認知症初期集中支援チーム検討委員会の委員は、伊丹市地域包括支援センター運営協議会条例(平成27年伊丹市条例第4号)第3条に規定する委員(以下、「運営協議会委員」という。)をもって構成する。

2 委員の任期は、運営協議会委員の在任期間と同一とする。

(普及啓発)

第8条 市長は、市民並びに関係機関及び団体に対し、認知症初期集中支援事業の役割及び機能についての普及啓発を図るため、広報活動を行うものとする。

(守秘義務)

第9条 支援チームのチーム員は、支援チームの業務で知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、認知症初期集中支援の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。